

「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、大和エネルギー株式会社が、和歌山県有田川町及び日高川町において、最大で出力35,070kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、対象事業実施区域の周辺で他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカのペアの飛翔が複数確認されている。しかしながら、クマタカについて、予測における行動圏の内部構造の解析並びに解析結果を踏まえた評価及び環境保全措置の検討について環境影響評価準備書に記載されておらず、鳥類への影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分とは言い難い。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺には「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコウヤカンアオイ等が生育しており、植生自然度が高いシキミーモミ群落等の植生が分布している。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又

は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

### (3) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカのペアの飛翔が複数確認されている。しかしながら、クマタカについて、予測における行動圏の内部構造の解析並びに解析結果を踏まえた評価及び環境保全措置の検討について準備書に記載されておらず、鳥類への影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分とは言い難い。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア クマタカのペアごとに、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年環境省）を踏まえ、営巣中心域、高利用域、好適採食地等の推定等行動圏の内部構造の解析を実施すること。行動圏の内部構造の解析の際は、解析に用いる飛翔、繁殖行動等のデータ、それらを得た調査手法等について専門家等に明示的に説明した上で、得られた助言を踏まえ、必要に応じて追加的な調査を行うこと。

イ クマタカについて、行動圏の内部構造の解析等の結果を踏まえ、改めて評価を行うとともに、適切に環境保全措置を検討すること。その際、営巣中心域と重複する配置又は営巣木から好適採食地への移動経路を分断する配置の風力発電設備が存在した場合には、専門家等からの助言を踏まえ、設置の取りやめや配置の変更を含む追加的な環境保全措置を検討すること。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念される場合には、専門家等からの助言を踏

まえ、営巣期においては、高利用域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採等の工事を回避するなどの環境保全措置を講ずること。

エ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

## (2) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」に絶滅危惧 I B 類として掲載されているコウヤカンアオイ等が生育しており、植生自然度が高いシキミーモミ群落等の植生が分布していることから、工事用道路の一時的な敷設により、自然度の高い植生及び生態系への影響が懸念される。

このため、工事用道路に関する工事計画の見直しを行い、工事工程ごとの改変面積を最小限に抑えること等により、自然度の高い植生及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業実施により対象事業実施区域の環境変化が生じると考えられるため、環境保全措置として移植を実施する場合には、専門家等の指導・助言を得て、事後調査を実施し、必要に応じて公表に努めること。